2010/3/28

新聞TVで報道

北海道大学の不当労働行為について、道労働委に救済申し立て

賃金変更をめぐる北大当局の不誠実な対応

北海道大学では2009年10月29日以降、①月例給の平均0.2%引き下げ　②期末・勤勉手当（ボーナス）の0.35ヵ月引き下げ等の賃金変更をめぐって、当局理事者側と北海道大学教職員組合（北大職組）で団体交渉が行われていました。11月11日の第3回交渉で理事者側は一方的に席を立ち、交渉を終了させました。組合からの交渉再開要求には一切応ぜず、12月の期末・勤勉手当を不利益変更額で支給しました。また、契約職員（フルタイムの非正規雇用職員）のボーナス切り下げも組合側にいっさい伝えず、就業規則を変更しました。

北大は2004年にも不当労働行為

2004年の寒冷地手当変更時にも不当労働行為があり、2006年7月の解決時の確認書には「今後とも、給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること」と記載されています。

賃金変更は労使交渉で

北大職組は「法人移行とともに非公務員になったので、賃金は人勧準拠ではなく労使交渉で決めるもので、明確な理由のない不利益変更には反対」と考えています。北大当局の対応は過去の過ちを繰り返した不当労働行為であり、北大職組はさる3月18日、「賃金は労使交渉で決める」関係を求めて、北海道労働委員会に救済を申し立てました。最高学府にふさわしい民主主義が必要です。御支援をお願いします。

北海道大学教職員組合
〒060-0811 札幌市北区北11条西6丁目　北海道大学内
TEL/FAX: (011)746-0967　http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/